

審 査 書

ジー・イーテクノス産業廃棄物処理施設設置事業環境影響評価準備書及び環境影響評価書に関する横浜市環境影響評価条例第23条第1項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

横浜市長 中田 宏

第1 対象事業

1 事業者の氏名及び住所

氏名：株式会社 ジー・イーテクノス

代表者：代表取締役 柳 学

住所：愛知県名古屋市中村区名駅3丁目28番12号

2 対象事業の名称及び種類

名称：ジー・イーテクノス産業廃棄物処理施設設置事業（以下「本事業」という。）

種類：廃棄物処理施設の建設

3 事業実施区域

横浜市神奈川区恵比須町8番地

第2 審査意見

1 全般的事項

ジー・イーテクノス株式会社は、現在、神奈川区恵比須町8番地の昭和電工株式会社横浜事業所敷地内の一画（以下「事業実施区域」という。）を借地し、工場跡地の調査や売買、都市開発等の際に発見された汚染土壌を受け入れ、これを選別処理することによりセメント原料等とする事業を行っており、今後、汚染土壌を洗浄して建設資材とするための施設の設置を計画している。本事業は、汚染土壌中に含まれる粗大粒や土壌汚染現場から排出される産業廃棄物をセメント原料として資源化するため、これらを破碎処理する産業廃棄物処理施設を事業実施区域に設置することを目的としている。

本事業は産業廃棄物中間処理施設の新設の事業であり、事業実施区域及び事業実施区域外（昭和電工株式会社横浜事業所内）に設ける緑地を合計した敷地面積が11,460

平方メートル、建築面積の合計が5,820平方メートルであることから、横浜市環境影響評価条例に規定する第1分類事業に該当する。

本事業では汚染土壌及び産業廃棄物の搬入に片道最大202台/日の車両が運行し、処理後の土壌及び産業廃棄物の搬出に片道最大58台/日の車両及び1.2隻/日の船舶が運行する計画となっている。

事業実施区域及びその周辺地域は、都市計画法で定められた工業専用地域、臨港地区の工業港区である。事業実施区域は、昭和電工株式会社横浜事業所の南東部分を借地するもので、南側は横浜港に面し、東側は搬出入車両の経路として用いる道路に接しており、道路を挟んで工場、事業場が立地している。

事業の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、環境影響評価書に記載された事項に加え、以下に示す事項に留意する必要がある。

2 個別的事項

(1) 事業計画

本事業では、施設と緑地を連続的に整備できないことから、代償の措置として、緑地を昭和電工株式会社横浜事業所内に分散する形で確保する計画としている。ついては、本事業に係る緑地の管理責任を明確にし、適正な維持管理を図ること。

(2) 環境影響評価項目

ア 存在・供用時

(ア) 大気汚染

VOC（揮発性有機化合物）で汚染された土壌を受け入れた場合の製品倉庫内のVOC濃度を調査し、その傾向を把握すること。調査結果を踏まえ、VOCが高濃度となるおそれがある場合には、適切な対策を実施すること。また、集じん脱臭設備については、適切な管理を行うこと。

(イ) 廃棄物

土壌洗浄施設の洗浄水については、凝集沈殿の上澄み水や脱水処理水等を系内で循環使用することにより、系外に排水しない計画としている。ついては、洗浄に適さない性状の汚染土壌を当該施設で処理しないよう土壌の受入管理を徹底するとともに、洗浄水の水質を確認し、洗浄に適さないものとなった場合には、当該洗浄水を適正に処理すること。

(ウ) 地域社会

搬入車両が一時期に集中し道路上に待機しないよう、計画的に土壌を受け入れること。